

# 豊田市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより身体障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

## (対象者)

**第2条** この要綱の対象者は、身体障がい者福祉法（昭和24年法律第28号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条に規定する「免許の条件」を付されたもので、次に掲げるすべての要件を備えたものとする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 就労、通院、通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操作装置の一部を改造する必要がある者。
- (3) 本人及び扶養義務者の所得が、その年（1月から6月までの間に申請する者にあっては、前年とする。）の8月1日における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第2条及び第5条に規定する所得基準額を超えない者。

## (助成の額)

**第3条** 助成金の額は、操作装置の一部の改造に要する経費（以下「改造費」という。）とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

## (申請)

**第4条** 対象者は、改造費の助成を受けようとするときは、豊田市身体障がい者用自動車改造費申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 身体障がい者手帳
  - (2) 自動車運転免許証の写し
  - (3) 改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
  - (4) 個人番号の確認できるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票等）
- 2 市長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認めた書類を提出させることができる。
- (審査及び決定)

**第5条** 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、支給対象の可否を決定し、当該申請者に豊田市身体障がい者用自動車改造費支給決定通知書（様式第2号）又は豊田市身体障がい者用自動車改造費支給却下通知書（様式第3号）によって通知するものとする。

（完了報告）

**第6条** 前条の豊田市身体障がい者用自動車改造費支給決定通知書を受けた者は、改造を完了したときは、市長に対して速やかに次に掲げる書類を添えて、豊田市身体障がい者用自動車改造完了届（様式第4号）を提出しなければならない。

（1）施行業者の領収書の写し

（2）自動車検査証の写し

（額の確定及び交付）

**第7条** 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定のうえ、申請者に交付するものとする。

（不正利得の返還）

**第8条** 市長は、虚偽その他不正な手段により改造費の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又はその一部を返還させることができるものとする。

（受給権の保護）

**第9条** 改造費の助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（委任）

**第10条** この要綱に定める者のほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。